

8

国語と表記

国語をめぐる諸問題、とりわけ国語をどう書き表すかは、雑誌や書籍の出版にとって重大な問題である。個々の知的な活動をパブリックなものにして読者に届けるには、どのような表現や表記が適切であるのか。それはおおむね著者の領域に属する課題であるが、出版を仕事とする者も、著者の知的産物をその内容や質を損なうことなく、多くの人に受け入れられる1冊の本としてつくりあげていく過程で、否応なくこの問題に立ち向かうことになる。出版の立場からの、ことばにかかわる見識や判断が必要とされるのである。

ことばはその性格として、正誤についての幅やゆれをつねに含むものであり、その多様性が豊かな表現の源であるが、社会生活のなかで一定の決まりが必要となることも事実である。国の施策としての表記法に対する出版の立場も、ことばの豊かさを損なわない範囲での緩やかな標準を求めるものである。

書協の国語問題委員会もそれを基本姿勢として活動してきた。書籍出版のなかにも、教科書や辞典など国語施策と切り離せない部門があり、それらの当事者の立場からは時としてただ一種類の標準を求める姿勢や、理念よりも運用に主眼をおいた意見が表明されることもあった。たとえば日本文藝家協会が「常用漢字表」に対して表明したような、理念にかかわる根底的な議論のみを展開することこそなかったが、日々の言語生活のなかでおのずから定まったり変わったりするはずのことを国のレベルで定めたり、そのことばについての決まりが個々人の表現を制約したりするものであってはならないことは一貫して主張し続けてきたのである。

同委員会では、いわゆる国語施策とよばれる、国のレベルでの日本語の標準(あるいは目安)が新たに制定されたり改定されたりするに際して、出版サイドの意見をとりまとめた。

第二次世界大戦後、「当用漢字表」「現代かなづかい」(ともに1946年)、「当用漢字別表(教育漢字)」「当用漢字音訓表」(48年)、「当用漢字字体表」(49年)、「人名用漢字別表」(51年)、「送りがなのつけ方」(59年)と、現代表記にかかわる決まりが次々に内閣

告示された。この一連の国語施策は、さまざまな論議を巻き起こしながらも、学校教育・学術用語や法令・公文書、新聞・雑誌・放送をはじめとする公共的な性格をもつ分野・場面で受け入れられ、一定の定着をみたのだが、その定着は同時に少なからぬ修正や見直しが必要であることを明らかにした。

そうした見直しの中心となる考え方は、いずれも強い規範性や制限的性格を緩やかにしていく、いわば規則から目安への方向として、まず穏当なものであったといえる。さらに、その改定に際しての議論や手続き自体も開かれたものとして、広く各界の意見を求め、社会一般の理解・支持を得ようとしていた。

昭和40年代後半に「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け方」が一部改定され(ともに1973年内閣告示)、昭和50年代以降は当用漢字の全面的な見直しによる「常用漢字表」に始まり、順次、「改定現代仮名遣い」「外来語の表記」など、戦後の一連の国語施策の再点検・修正が大きなテーマとして文化庁・国語審議会¹から提起された。国語問題委員会は、その都度、各出版社の意見や事情を持ち寄って検討し、必要に応じて文化庁・国語審議会側のくわしい説明を聞く会を催し、また、アンケート調査を行うなどして、書協としての意見書を作成した²。

以下に、「常用漢字表」から「外来語の表記」「表外漢字字体表」に至るいわゆる現代表記の決まりの見直しに際して、書協の国語問題委員会ならびに雑協の表記研究委員会がどのような意見を表明してきたかを略述する。

A | 国語・表記問題

A-1 書協国語問題委員会の国語審議会への対応

◆常用漢字表についての検討

「当用漢字表」およびその「音訓表」「字体表」は戦後の国語施策の根幹をなすものであっただけに、影響力は絶大であり、各方面からの批判や論議も大きかった。批判の中核は、漢字の字種や音訓の制限的な取り扱いが、日本語の表現を束縛するものであり、また、一般社会の漢字使用の要請にあわないという点にあった。国語問題委員会の基本的な意見もそのような立場で一貫している。問題の大きさから、文化庁・国語審議会も早急に結論をまとめるのではなく、長い期間にわたって審議し、節目には説明会を開き、しばしば多方面から意見を徴して調整するという進め方をとったのである。